

unbanked.

臨時株主総会 招集ご通知

日時：2025年（令和7年）

12月24日（水曜日）午前10時

場所：TKPガーデンシティ渋谷
カンファレンスルーム4B
東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル4階

〈議決権行使期限〉

2025年12月23日（火曜日）午後5時

事前行使が可能



議決権行使は、書面又はインターネット、スマート行使により事前に行うことが可能ですので、ぜひご利用くださいようお願い申しあげます。

unbanked株式会社

証券コード：8746

株主各位

証券コード 8746
2025年12月9日
(電子提供措置の開始日 2025年12月1日)
東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

unbanked株式会社

代表取締役社長 **安達 哲也**

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社
ウェブサイト

<https://unbanked.jp/investors/>

上記ウェブサイトにアクセスいただくと、当社ウェブサイトの「IR情報」が表示されます。メニューより、「株主総会関連」を選択いただき、ご確認ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券
取引所
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「unbanked」又はコードに当社証券コード「8746」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）又は書面（議決権行使書の郵送）により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年12月23日（火曜日）午後5時までに議決権行使ください。

敬 具

1 日 時	2025年12月24日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2 場 所	TKPガーデンシティ渋谷 カンファレンスルーム4B 東京都 渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階 (詳しくは末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 第三者割当による第3回新株予約権の募集の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 株主総会終了後、株主懇談会等の開催は予定しておりません。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

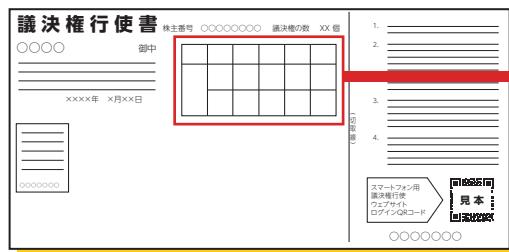
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会に ご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p><日 時> 2025年12月24日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)</p>	 <p>インターネットで議決権を 行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p><行使期限> 2025年12月23日 (火曜日) 午後5時00分 入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を 行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p><行使期限> 2025年12月23日 (火曜日) 午後5時00分 到着分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案

- 賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

- ・ インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

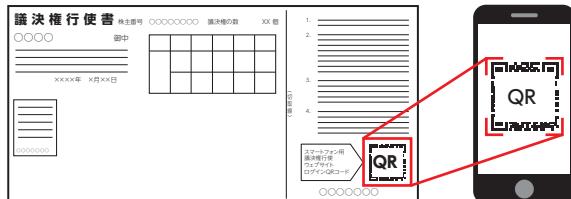
行使期限

2025年12月23日（火曜日）午後5時00分
入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は、1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

- 議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net>

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号
(フリーダイヤル)

0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開を柔軟に対応するために、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 2025年10月31日付の「(開示事項の経過) 簡易株式交付による株式会社まーるの子会社化の結果並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、株式交付によって株式会社まーる（以下「まーる社」といいます。）を子会社化するにあたり、まーる社の株主に対して新たに株式を発行したことから、2025年10月31日時点における発行済株式総数が13,570,982株に増加しております。
そこで、さらなる将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式総数である13,570,982株の4倍を超えない範囲内で、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、定款第6条（発行可能株式総数）にかかる定款変更の効力発生日は、2025年12月25日となります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ~22. (条文省略) (新設) <u>23.</u> 上記各号に付帯するまたは関連する一切の業務 第3条~第5条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000</u>株とする。 第7条~第38条 (条文省略) (附則) 1. (条文省略) (新設)</p>	<p>(商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ~22. (現行どおり) <u>23. リユース品の販売、買取、古物競りあっせん、およびコンサルティング業務</u> <u>24.</u> 上記各号に付帯するまたは関連する一切の業務 第3条~第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>54,000,000</u>株とする。 第7条~第38条 (現行どおり) (附則) 1. (現行どおり) <u>2. 定款第6条(発行可能株式総数)の変更は、2025年12月25日に効力を生ずるものとする。なお、本項の定めは、発行可能株式総数の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第2号議案

監査等委員でない取締役2名選任の件

現在、監査等委員でない取締役は2名ですが、子会社の増加に伴うグループ全体のガバナンス体制を強化する目的で、新たに2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき事項はございませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は次の通りです。

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	おおつか 大塚 拓也	1976年12月22日	1 所有株式数 一株	2000年4月 都築通信技術株式会社(現株式会社オープンアップシステム) 入社 2013年3月 EHCコミュニケーションシステム株式会社 入社 2018年3月 三井住友トラスト総合サービス株式会社 入社 2022年2月 ジョーンズラングラサール株式会社 入社 2025年9月 クラウドバンク株式会社 取締役 (現任) 2025年9月 日本クラウド証券株式会社 取締役 (現任)
				選任理由及び期待される役割の概要
新 任				同氏は情報通信分野におけるシステムエンジニアとして豊富な実務経験を有し、特に金融機関向けのシステム構築・運用・リスク管理に関する高度な専門知識を備えています。これまでの実務経験と専門性を活かして、当社グループ全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進の強化、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 生年月日 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2 小松 周平	こまつ しゅうへい 1982年10月6日 所有株数 一株	<p>2007年7月 Merrill Lynch Co.,Ltd 入社</p> <p>2008年7月 メリルリンチ日本証券株式会社 リクイディティトレーダー</p> <p>2009年3月 Round Rock Capital Partners ポートフォリオマネージャー</p> <p>2014年3月 MG Capital Management ポートフォリオマネージャー</p> <p>2022年6月 AERWINS Technologies Inc 創業</p> <p>2023年4月 ONODERA GROUP Inc アドバイザー</p> <p>2023年5月 SBCメディカルグループホールディングス株式会社 アドバイザー（現任）</p> <p>2024年6月 株式会社ウェルディッシュ 代表取締役社長（現任）</p>
選任理由及び期待される役割の概要		
<p>同氏は金融業界及びテクノロジー業界をはじめとした多岐に渡る豊富な業務経験と専門知識を有しており、現在も株式会社ウェルディッシュの代表取締役社長として上場企業経営におけるコーポレートガバナンスの運用にも長けております。取締役（非常勤）として当社の事業拡大に専門的知見を活用頂き、当社の業績伸長に向けた適正な意思決定への貢献を期待して、監査等委員でない取締役（非常勤）として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。また、被保険者は保険料を負担しておりません。当社は、本年8月に当該保険契約を更新しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本臨時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役 広瀬里美氏、クリストファー・リチャード・レーン氏、楠原孝堯氏は辞任されますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員である取締役の候補者については、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次の通りです。

候補者 番号	氏名 生年月日	所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	なめき しんいち 行木 慎一	1963年11月29日	1987年3月 日本銀行 入行 調査統計局 1990年5月 日本銀行 営業局（現 金融機構局） 金融課 1994年6月 日本銀行 システム情報局 企画課 調査役 2000年6月 日本銀行 政策委員会室 総務課 企画役 2004年6月 中曾根康弘世界平和研究所 主任研究員 2007年7月 日本銀行 金融機構局 考査運営課 企画役 2012年7月 日本銀行 金融機構局 考査役 2019年4月 日本銀行 金融機構局 上席考査役（参事役）兼 考査運営課長 2021年4月 ハナ銀行 部長・在日支店コンプライアンス・オフィサー 2025年10月 SAKURA法律事務所 入所（現職）
	新 任		選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、日本銀行において金融機関のリスク管理体制の監督業務に従事し、その後は、外資系金融機関のコンプライアンス部門の責任者を務めておりました。また、弁護士としての実務経験に加え、企業法務の専門家として高い見識を有していることから、業務執行者から独立した客観的な立場で企業経営の監督および助言を行うことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 生年月日	所有する当社株数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	やまむろ 山室 裕幸 1985年3月16日	一株	<p>2014年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 弁護士法人NYリーガルパートナーズ 入所</p> <p>2016年5月 弁護士法人ALG&Associates 入所</p> <p>2018年9月 弁護士法人J&T パートナー弁護士</p> <p>2019年4月 ネクサス経営法律事務所（現 シティクロス総合法律事務所）代表 (現任)</p> <p>2022年11月 弁護士法人シティクロス 社員（現任）</p> <p>2024年6月 公益財団法人明徳会 理事（現任）</p> <p>2025年6月 株式会社リミックスポイント 社外取締役（現任）</p>

新 任

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。コンプライアンス、企業法務全般を含む当社の経営全般を監督いただくとともに、当社のコンプライアンス強化に寄与し、企業経営の監督及び助言を期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 生年月日	所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
なかた 中田 まさのり 匡紀	1969年1月14日	3 所有株式数 一株	<p>1991年4月 日本生命保険相互会社 入社</p> <p>1999年10月 株式会社デジタルフォレスト COO</p> <p>2001年7月 株式会社ブリングアップ 取締役</p> <p>2012年4月 株式会社イーブレイン 代表取締役（現任）</p> <p>2023年7月 株式会社TIGEREYE 取締役（現任）</p> <p>2024年11月 クリエイトキャピタル株式会社取締役（現任）</p>

選任理由及び期待される役割の概要

新 任

同氏は、大手生命保険会社の情報システム部門を経て、ITベンチャー企業COO、自らコンサルティング会社を設立し、多くの企業の業務改善や、コンプライアンス及び内部統制整備等に携わり、企業のコンプライアンス及び内部統制に関する豊富な知見を有することから、当社の経営全般について、業務執行者から独立した客観的な立場での企業経営の監督に関する役割及び助言を期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 行木慎一氏、山室裕幸氏及び中田匡紀氏は、いずれも社外取締役（非常勤）候補者であります。
 3. 行木慎一氏、山室裕幸及び中田匡紀氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。
 4. 行木慎一氏、山室裕幸氏及び中田匡紀氏と当社は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となり、選任が承認された場合、当該契約を締結する予定です。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。また、被保険者は保険料を負担しておりません。当社は、本年8月に当該保険契約を更新しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

1. 募集の理由

本議案は、当社グループの今後の持続的成長と財務基盤の一層の強化を図る目的で、第三者割当による第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うものです（以下本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）。本第三者割当に伴い、本新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式総数は30,000,000株（議決権300,000個）であり、2025年9月30日現在の発行済株式数11,334,153株に対して264.69%（総議決権数111,845個に対する割合は268.23%）の希薄化率になる見込みです。

そのため、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本第三者割当について、株主の皆様の特別決議によるご承認をお願いするものであります。

2. 募集の概要

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2025年12月25日
(2) 新株予約権の総数	300,000個（新株予約権1個につき100株）
(3) 発行価額の総額	27,000,000円（新株予約権1個あたり90円）
(4) 当該発行による潜在株式数	30,000,000株
(5) 調達額	4,527,000,000円 (内訳) 本新株予約権発行分 27,000,000円 本新株予約権行使分 4,500,000,000円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、及び、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6) 新株予約権の行使期間	2025年12月26日から2027年12月27日まで
(7) 行使価額	150円
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 株式会社Optimus Capital 200,000個（潜在株式数20,000,000株） 株式会社US 66,670個（潜在株式数6,667,000株） 伊藤 繁三氏 33,330個（潜在株式数3,333,000株）

	<p>①取得条項 本新株予約権の割当日以降、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」といいます。)の14取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価格と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる(本欄に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」といいます。)。</p> <p>②譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③その他 前記各号においては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び本臨時株主総会で議案が承認されることを条件とする。また、当社と各割当予定先との間で本第三者割当増資に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結する予定である。</p>
--	--

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を記載しております。

3. 割当予定先の概要

①株式会社Optimus Capital

(a)	名称	株式会社Optimus Capital
(b)	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
(c)	代表者の役職・氏名	代表取締役 小田 涼太
(d)	事業内容	投資、資産運用及び管理に関するコンサルティング
(e)	資本金	50万円
(f)	設立年月日	2025年8月4日
(g)	発行済株式数	50株
(h)	大株主及び持株比率	小田 涼太 100%
(i)	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(j)	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:千円)	

- (注) 1. 割当予定先である株式会社Optimus Capitalは設立間もないため、「最近3年間の経営成績及び財政状態」は記載しておりません。
 2. 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り2025年11月19日現在におけるものであります。

②株式会社US

(a)	名称	株式会社US
(b)	本店の所在地	東京都中野区若宮三丁目42番2号
(c)	代表者の役職・氏名	代表取締役 坂本 将浩
(d)	事業内容	有価証券その他の資産の投資および運用に関する業務
(e)	資本金	100万円
(f)	設立年月日	2025年8月26日
(g)	発行済株式数	100株
(h)	大株主及び持株比率	坂本 将浩 100%
(i)	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(j)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）	

- (注) 1. 割当予定先である株式会社USは設立間もないため、「最近3年間の経営成績及び財政状態」は記載しておりません。
 2. 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り2025年11月19日現在におけるものであります。

③伊藤繁三氏

(a)	氏名	伊藤 繁三
(b)	住所	栃木県佐野市
(c)	職業の内容	会社役員
(d)	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、2025年11月19日現在におけるものであります。

4. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的

当社グループは、収益力の強化を目的に、主力の金地金事業において①富裕層顧客の開拓、②日本クラウド証券株式会社との共同事業によるインターネットを活用した金スポット取引および純金積立取引の顧客基盤拡大、③金価格運動型暗号資産「Kinka (XNK)」の販路拡大に向けたインフラ整備と流通量の増大、などの施策を推進しております。また、ノンバンク事業における収益力強化を目的として、2025年8月8日付で新たにクラウドバンク株式会社を子会社化し、既存子会社であるクラウドバンク・キャピタル株式会社との連携強化によって、融資型クラウドファンディング事業における融資残高の拡大を図り、さらなる事業規模の拡大を目指しております。このような状況下において、当社グループは、今後の持続的成長と財務基盤の一層の強化を図るため、第三者割当により45億円規模の大規模な資本増強を行うことを決定いたしました。資金使途は、①子会社の事業資金として29.15億円、②当社の金地金事業資金として14億円を充当するものであります。

本第三者割当増資は発行済株式数に対して大規模な増資となります、財務基盤の強化と成長投資を同時並行で推進するためには、内部留保や借入では到底賄いきれず、迅速かつ確実に資本を充実させる必要があります。さらに、当社は過去の事業に起因する和解対応や、既存事業の資金需要に対して財務基盤が脆弱であるといったリスクを抱えており、投資家の協力を得るために相応のリスクプレミアムを付与せざるを得ない状況であります。このため、直近株価に対して大幅なディスカウントによる発行といたしました。もっとも、当社は希薄化の影響にも配慮し、取得条項の導入等を通じて過度な株式数増加を抑制し、資金調達の確実性と株主利益保護のバランスを確保しております。

そのため、本第三者割当増資につきましては、調達資金を既存事業の収益力強化に充当することで、グループ全体の収益拡大を通じ、中長期的に企業価値を高めるものであり、既存株主の利益に資するものと判断しております。本資金調達は一時的な資金繰り対応にとどまらず、中長期的な企業価値向上を見据えた戦略的な施策であり、財務の健全化と成長投資の両立を実現するために最適なスキームであると判断いたしました。

(2) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,527,000,000	211,202,515	4,315,797,485

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額でありますが、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額は、反社チェック調査費用500千円、弁護士費用2,500千円、新株予約権算定費用1,000千円、有価証券届出書作成支援費用3,000千円、株式価値（DCF法）算定費用1,500千円、意見書取得費用1,500千円、FA費用201,202千円の合計であります。なお、発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. FA費用は、本新株予約権の調達実績額の5%を当社FAに支払う契約です。当社FAには株式会社Credora Asset Management(所在地：東京都世田谷区北沢一丁目19番4-405号、代表者：福田 智 以下「Credora Asset Management」といいます。)を選定しております。なおCredora Asset Managementは、当社及び割当予定先から独立したアドバイザーであり、本件における資金調達に関して助言を受けられるFAとして適切であると判断し、選定しております。FA費用は、本新株予約権の行使がなされた場合にその都度発生し、行使されないものについてはFA費用は発生いたしません。また、FA費用については、一般的な水準を3%から5%の範囲内であると認識しており、本件はその上限である5%での条件となっておりますが、割当予定先のあっせんから本資金調達に関する広範な助言に至るまで包括的な支援を受けております。特に、迅速な資金調達の実現に向けて、短期間で実行可能な本資金調達の提示および実務的な助言を受けていることから、当社としてはCredora Asset Managementが資金調達の円滑な遂行に不可欠な役割を担っていると考えており、当該FA費用の水準は合理的かつ妥当であると判断しております。
4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(3) 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

本第三者割当増資は、和解金計上により毀損した財務基盤を強化するとともに、子会社の事業資金を含む当面の資金需要に対応しつつ、金地金事業など成長分野への投資を加速するために実施するものであります。

<本新株予約権における資金使途 >

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期
①子会社の事業資金	2,915	2025年12月～2027年12月
②金地金事業資金	1,400	2025年12月～2027年12月
合計	4,315	－

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。
2. 本新株予約権が権利行使期間内にすべての本新株予約権の権利行使が行われない場合には、調達した資金の充当の優先順位は、①子会社の事業資金、②金地金事業資金の順で充当する予定です。また、調達資金が不足した場合には、追加での資金調達として新たな第三者割当増資を検討し、実施について適切に判断してまいります。
3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本資金調達により調達する資金の具体的な使途は、次のとおりです。

① 子会社の事業資金

本第三者割当増資により調達する資金のうち、2,915百万円を貸金業子会社2社及び証券子会社の事業資金に充当する予定であります。その内訳としては、以下の通りです。

1. クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社

貸金業者かつ融資型クラウドファンディング事業の営業者である同社に対し、政府や自治体が積極的に支援する系統用蓄電池事業者への融資や、金地金を担保に融資を行う新型のファンド運営資金として1,400百万円を事業資金として充当します。

2. クラウドバンク・キャピタル株式会社

貸金業子会社であり、貸金業者かつ融資型クラウドファンディング事業の営業者である同社に対し、不動産開発事業者や事業法人向けの不動産担保融資の事業資金として、1,400百万円を充当します。

3. 日本クラウド証券株式会社

顧客の銀行口座からクラウドバンク口座への即時入金サービスや、信託銀行に分別管理している顧客資金の翌営業日出金サービスなど、各種サービスを向上させるため、115百万円を充当します。

② 金地金事業資金

当社の主力取扱い商品である金地金は、1kg当たり約2,200万円（税込）と価格が高騰していますが、大口顧客からの購入や売却依頼に対応するため、最低でも40kg程度の在庫と買取資金を常時確保しておく必要があります。今期は多額の和解金（12億円強）の支払いのため資金余力が低下していることから、金地金の仕入及び買取資金として1,400百万円を充当し、安定的な在庫水準を確保し、大口顧客へのサービス体制を強化します。

(4) 他の資金調達の方法との比較及び本資金調達を選択した理由

本第三者割当増資は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当増資の決定に際し、本第三者割当増資と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点における当社の資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、当社において実施された事例がなく、割当先である既存

投資家の参加率が非常に不透明であることから、本資金調達と比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できることから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

② 行使価額が固定された転換社債(CB)

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ MSワラント、MSCB

株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆるMSワラント、以下、「MSワラント」といいます。）、及び、転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB、以下、「MSCB」といいます。）の発行条件及び行使または転換条件は多様化していますが、一般的には、MSワラントは、行使価額が株価に応じて修正される仕組みであるため、当社が必要とする資金調達額が固定化されずに当社が必要とする資金が調達できない可能性があり、本資金調達の方が当社が必要とする資金を調達できるものと考えております。

一方で、MSCBにおいては、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本資金調達の方が株主への影響が少ないと考えております。

④ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。

⑤ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となり、当社の過去の決算状況及び現状の財政状態に鑑みても、未だ安定的な収益基盤を確立するに至っていないため、本第三者割当増資の目的に鑑みると資金調達方法の候補から除外いたしました。

これらの検討を踏まえ、割当予定先と協議した結果、新株予約権での資金調達の方法を選択いたしました。

5. 発行条件等について

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（住所：東京都港区西麻布3丁目19番13号、代表者：代表取締役 三平 慎吾、以下「算定機関」といいます。）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該算定機関は、割当予定先の権利行使動向及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(2025年11月18日の終値425円)、権利行使価額（150円）、ボラティリティ（73.52%）、権利行使期間（2025年12月26日から2027年12月27日）、無リスク金利（0.922%）、市場リスクプレミアム（9.2%）、対指数 β （1.423）、信用スプレッド（21.83%）の諸条件について、1日当たりの売却可能株式数(直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)の前提を置いて、権利行使期間(2025年12月26日から2027年12月27日まで)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を12,729円(1株当たり127.29円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使動向に関しては、株価が行使価額を超えて行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額は90円(1株当たり0.90円)といたしました。本新株予約権の発行価額90円は、算定機関の評価額12,729円に比べ、99.29%のディスカウントとなります。

本新株予約権の発行価額を公正価値からディスカウントした理由につきましては、各割当予定先より、公正価値による発行価額では引受けが困難である旨の打診があり、1個あたり90円とすることで99.29%のディスカウントを求められたためです。当社といたしましては、現状の資金調達環境の難しさを踏まえ、発行価額の払込を行いややすくすることで、割当予定先が相当規模の新株予約権の引受けに応じていただくこととなるため、結果として、当社としても当該規模の資金調達額が可能となることから、本新株予約権の発行価額を1個につき90円として決定いたしました。このため、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関による評価額と大きくかい離しておりますが、前述いたしましたとおり、現時点で、本件増資による企業価値の向上及び財務状態の改善並びに当社が必要とする事業資金の調達を行えることが期待できること等を鑑みれば、本第三者割当増資は、最良な選択であるものと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の直前営業日である2025年11月18日の東京証券取引所における当社普通株式の終値425円から64.71%ディスカウントとなる150円といたしました。

行使価額については、各割当予定先から当社が控訴審での和解成立に伴い、2026年3月期第1四半期連結累計期間において1,209百万円を特別損失として計上していたことから、当社の現在の業績水準から鑑みると、当社の株価水準は割高感があるため、市場株価を基準とするのではなく、客観的に算定した当社株価を基準とすべきとの打診があり、当社としても協議を継続しておりました。

当社といたしましては、市場株価を基礎とした行使価額の採用を打診しておりましたが、相当額の本新株予約権の引受けを行っていただく前提であること、本件資金調達にあたり、資金調達を速やかに実施する必要性を踏まえると、当社との接点や知見を有しない新規の投資家候補を新たに探索・交渉する時間的猶予がない状況であります。そのため、短期間での実行可能性を最優先とし、各割当予定先が要望するディスカウントも考慮すべきと判断し、市場株価以外に株式価値の一般的な公正価値評価の算定手法であるDCF法を検討するにあたり、永田町リーガルアドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町1-11-28、代表取締役 加陽 麻里布、以下「NLA」といいます。）に当社の株価算定を依頼いたしました。

算定手法の採用について、NLAは継続企業であればDCF法が最も企業の公正価値評価においては優れているとされており、類似企業の選定により大きく差異が生じる類似企業比較法を採用する妥当性は低いと判断し当該算定方法を排除したことです。株式の公正な価額決定の方式には、その他ネットアセツトアプローチによる方法もありますが、この場合、当社の1株あたり純資産額はほぼ市場株価と同水準

であるため、当社の株式評価は市場株価と同水準となるが、清算を前提としているため相当でなく、また、当社において既に公表しております特別損失の計上によって業績が大きく悪化している状況にあるためであります。

そのため、NLAは、当社普通株式1株当たりの株式価値について、DCF法による株式価値を算定することで、特別損失の計上を反映した当社の株式価値の範囲を算出しております。

DCF法につきましては、当社が業績予測を公表していないことから、NLAは当社公表の2026年3月期第1四半期連結累計期間の業績を年換算した事業予測値（売上高10,483百万円、営業利益490百万円）に基づきフリーキャッシュフローを算出し、WACCによって割り引くことで理論株式価値を算出しました。WACCについては、リスクフリーレート1.337%（2025年6月30日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債第374回の平均複利利回り）、リスクプレミアム9.00%、対市場 β 0.732（SPEEDA β ）、小規模リスクプレミアム6.200%により、株主資本コストを14.125%と算出しました。

本算定に基づき、2025年6月30日を基準日とした当社の事業価値は2,496百万円であります。投資有価証券の非事業用資産293百万円（事業価値に加算）、特別損失による和解金の未払金1,209百万円（事業価値から減算）を加減算した当社の株主価値は1,580百万円（1株当たり価値139円）と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下10%程度）として、153円～125円と算定しております。この算定方法によれば、本新株予約権の行使価額150円はこの範囲内となっております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である1,580百万円（1株当たり価値を153円～125円の範囲とすること）は妥当であると判断しております。なお、当該事業計画は本第三者割当増資の際の公正価値算定のために、当社が公表した2026年3月期第1四半期連結累計期間の業績を基にした業績予測値であり、2026年3月期業績予想として作成したものではございません。

また、当社においても本算定により当社の株主価値は1,580百万円と評価されておりますが、時価総額（取締役会決議日直前営業日における東京証券取引所での当社の時価総額は約58億円）と企業価値は必ずしも一致するものではありません。

本新株予約権の行使価額を当社株価から大きく下回る金額に設定とした理由としましては、各割当予定先からは同額での引き受けは困難であるとの意見があり、引受の目線としては概ね1／5相当でなければ厳しいとの意見がありました。当社としても割当予定先による権利行使を行いやすくし、資金の確保が行いやすくなることで本第三者割当の資金使途に充当できることから、結果として当社の事業資金について重点的に充当することで、早期業績回復を実現しました財務体質の大幅な強化を行うことが急務と判断したことから、NLAが算定したDCF法による株式価値を参考に各割当予定先と協議した結果、行使価額を150円に設定しております。

本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2025年11月18日の当社普通株式の終値425円から64.71%のディスカウント、当該直近営業日までの1ヶ月間の終値平均である465円から67.74%のディスカウント、当該直近営業日までの3ヶ月間の終値平均である516円から70.93%のディスカウント、当該直近営業日までの6ヶ月間の終値平均である424円から64.62%のディスカウントとなっております。

そのため、本第三者割当増資が大規模となる発行並びに有利発行に該当するおそれも発生し得ることから、当社としてはこれに十分配慮し検討を行うため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である小井土直樹弁護士（銀座みゆき通り法律事務所）に、本第三者割当増資の相当性、合理性並びに本新株予約権の発行価額に関する客観的な意見を求め、2025年11月18日付で、意見書（以下、「本意見書」といいます。）を入手しております。なお、小井土直樹弁護士の意見の概要は次のとおりです。

<照会事項>

- 1 貴社が「unbanked株式会社第3回新株予約権発行要項」により発行を予定している有利発行による第三者割当による第3回新株予約権発行の必要性及び相当性が認められるか。
- 2 会社法第247条第2号で規定する著しく不公正な方法に該当することはないか。
- 3 本新株予約権の発行による希薄化の規模の合理性は認められるか。

<意見>

- 1 有利発行による第三者割当による新株予約権発行の必要性及び相当性が認められる。
- 2 本第三者割当による新株予約権の割当てが、会社法第247条第2号で規定する著しく不公正な方法より行われることに該当しない。
- 3 本新株予約権の発行による希薄化の規模の合理性は認められる。

<意見の理由（要旨）>

1. 第三者割当の必要性

(1) 資金調達の必要性

- ・貴社の2026年3月期中間期の決算短信によると、金地金事業およびノンバンク事業に関して、売上高及び営業利益は改善しているが、旧商品先物取引業に関連する損害賠償訴訟の和解金1,209百万円を特別損失として計上したため、財務基盤が毀損している。
- ・総額45億円規模の資本増強は、毀損した財務基盤を強化し、今後の事業拡大に向けた合理的な事業計画に基づく資金需要といえるものであり、その資金調達の必要性は認められる。

(2) 第三者割当という手法の選択理由

- ・内部資金や借入では必要額を賄えず、他の手段（公募増資、ライツ・イシュー、MSワラント、CB等）も実施困難または計画通りの資金調達ができない可能性が高いと言える。
- ・本新株予約権は行使価額及び発行株数を固定し、希薄化の範囲を明確化している。
- ・本新株予約権は段階的に行使されるため希薄化は緩和され、資金ニーズが後退した場合など必要に応じて取得条項を設けることができ、柔軟な資本政策も可能であることから、希薄化に対して一定の配慮がなされていると言える。
- ・以上により、第三者割当による資金調達は合理的で適切であると認められる。

2. 第三者割当の発行条件の相当性

(1) 有利発行の該当性

- ・本新株予約権の発行価額（1個あたり90円）は、第三者算定機関（エースターコンサルティング株式会社）がモンテカルロ・シミュレーションで算定した公正価値を下回る発行価額であり、有利発行に該当する。

(2) 有利発行の必要性

- ・資金調達規模は内部留保や営業キャッシュフローを大きく上回り、緊急の資金需要により短期間での調達が必要である。金融機関の借り入れは、担保余力や財務規模の観点から制約がある。
- ・割当予定先からは、2026年3月期第1四半期で特別損失を計上していることから、公正価値である発行価額での引受は困難であるとの打診があった。
- ・ディスカウント設定により確実な引受・資金確保が可能となるため、有利発行の必要性が認められる。

(3) 有利発行の相当性

- ・株式価値の算定は、第三者算定機関であるNLAによる一般的な公正価値評価の算定手法であるDCF法に基づくものである。
- ・特別損失計上後の企業価値を反映した算定結果に基づき、150円を行使価額に設定している。
- ・株式価値の算定は公正かつ合理的な範囲内であり、相当性が認められる。

(4) 新株予約権の発行が著しく不公平な方法で行われていないかの検討

- ・割当予定先との支配権争いは存在せず、割当予定先はコンサルティング会社による紹介であり、いずれも貴社とは独立した立場である。
- ・割当予定先はいずれも純投資目的であり、「著しく不公平な方法」には該当せず、株主利益を害するものではない。

3. 割当先選定の合理性

- ・割当予定先はOptimus社、US社、伊藤氏の3者であり、いずれも純投資目的であり、資金力を有し、反社会的勢力に該当しない点も第三者機関による調査で確認済みである。
- ・新株予約権の行使によって取得する株式は市場で売却することだが、売却のタイミングは市場動向を考慮して行う意向を確認しており、選定過程及びその結果ともに合理的であり、特段問題はない。

4. 大規模第三者割当における行動規範遵守

(1) 発行数量及び希薄化規模の合理性

- ・全ての新株予約権の行使時の株式希薄化率は約268%と、300%以内に留められている。
- ・財務基盤の強化および将来の企業価値向上を目的とした合理的範囲での新株予約権の発行である。

(2) 企業行動規範遵守

- ・希薄化率が25%以上のため、東京証券取引所の規程に基づき独立した者による意見取得および臨時株主総会での特別決議による株主意思確認を実施予定であり、その手続きは大規模第三者割当における行動規範を遵守しているものと認められる。

当社といたしましては、公正価値の算定結果（1個につき12,729円）と本新株予約権の払込金額（1個につき90円）とを比べると、割当先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、本臨時株主総会にて、株主の皆様の判断を仰ぐこといたしました。

なお、2025年11月19日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員会の委員3名（3名全員が社外取締役（監査等委員））全員から算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額より低い90円を払込金額として決定しており、有利発行に該当する可能性があるが、当社の本臨時株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としていることから適法である旨の意見が述べられております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権に係る潜在株式数は30,000,000株（議決権数は300,000個）であり、2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数11,334,153株（議決権の総数は111,845個）に対して264.69%（議決権の総数に対しては268.23%）となり、当社株式に一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資による本新株予約権の発行は、当社グループが今後成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

6. 割当予定先を選定した理由

（1）割当予定先

①株式会社Optimus Capital

株式会社Optimus Capital（以下、「Optimus社」といいます。）は、独立系のファイナンスアドバイザーとして、上場企業や成長企業に対し、資本政策の立案支援や投資家の紹介・あっせんを行うことを目的に設立しております。また、代表者である小田涼太氏は、これまでの豊富な資本市場に関する知見と幅広いネットワークを有しており、企業の成長段階や資金ニーズに応じた最適な調達手段を提案するなど、多くの企業の成長に貢献してまいりました。

当社は、金地金事業及びノンバンク事業における旺盛な需要に迅速に対応する必要があり、また、過去事業に起因する訴訟に関する和解金の計上により、自己資本の充実と成長資金の確保が急務となっていました。そのため、当社の資金調達は早期に実現することが必要であり、当社との接点や知見を有しない新規の投資家候補と一から交渉を進めていく時間的余裕はございませんでした。そのため、当社は、当社事業への理解を有し、短期間で引受可否の判断が可能な投資家との交渉を優先することが合理的であると判断いたしました。

このような状況のもと、当社は、2025年夏頃よりコンサルティングを依頼している株式会社Credora Asset Management（以下「Credora社」といいます。）を第三者割当増資のFAとして選定し、割当先候補について相談し、Credora社より、速やかな資金調達に対応可能な戦略的投資家としてOptimus社の紹介を受けました。当社は2025年9月中旬頃より同社との交渉を開始し、当社は、Optimus社が当社の事業内容や成長戦略についても十分な理解を示したこと、及び、代表取締役の小田涼太氏は、金融・資本市場に関する豊富な知見を有しており、資本政策や投資家ネットワークを通じて企業の成長を支援しております。

なお、割当予定先であるOptimus社は、自己資金のみで投資を行う形態ではなく、複数の法人及び投資家との間で、投資案件に関するネットワークを保有していることから、投資案件が発生した際には、当該法人及び投資家との間で資金手当てに係る協議及び調整を行う体制を整備しております。そのため、Optimus社における投資判断手続は比較的簡潔であり、資金供給者との連絡経路が明確化されていることから、案件ごとの資金調達に関し、一定の迅速性が確保されております。

そのため、当社としましては、同氏の豊富な知見とネットワークを背景に、Optimus社が安定的かつ持続的に当社を支援できる適格な投資家であると判断し、本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

②株式会社US

株式会社US（以下、「US社」といいます。）の代表取締役である坂本氏は、国内外において幅広い事業ネットワークを有し、企業間の連携や事業開発に関する豊富な知見を蓄積しております。同氏は、これまで多様な分野において事業展開を支援してきた実績を有しており、当社が今後推進する成長戦略においても有益な助言や協力が期待できる割当予定先であります。

US社につきましても、Optimus社と同様に本第三者割当増資のFAであるCredora社から、速やかな資金調達に対応可能な戦略的投資家として紹介を受け、2025年9月下旬頃より同社との交渉を開始いたしました。

US社につきましても、自己資金のみで投資を実行する形態ではなく、複数の法人及び個人投資家との間で資金調達に関する連携関係を日常的に有しております。そのため、投資案件が具体化した際には、これら関係先との間で資金手当てに係る協議及び調整を速やかに行うことができる体制を有しております。また、US社における投資判断に係る意思決定手続は比較的簡潔であり、資金供給者との連絡経路が明確となっていることから、案件ごとの資金調達について一定の迅速性が確保されていることを当社において確認しております。これらの点は、同じく本第三者割当増資の割当予定先候補としてCredora社より紹介を受けたOptimus社に関して当社が確認した事項と同様であり、いずれも自己資金の規模の大小によらず、外部資金の調整可能性及び意思決定の迅速性を有する先として当社は認識しております。当社は、以上の点を踏まえ、US社が本第三者割当増資に係る払込資金についても速やかに対応することが可能であると判断しております。

US社は、単なる資金提供にとどまらず、今後の事業展開において販売チャネルの拡大や新規顧客層へのアクセスなど、当社の事業成長に資する幅広い貢献が見込まれることから、当社はUS社を戦略的パートナーとして本第三者割当増資の割当予定先に選定いたしました。

③伊藤 繁三氏

伊藤繁三氏（以下、「伊藤氏」といいます。）は、長年にわたり太陽光発電分野で豊富な経験を有し、当社の事業内容や成長戦略に対して深い理解を示しております。

伊藤氏が代表取締役を務める株式会社エコ革（栃木県佐野市高萩町1322-9、代表取締役 伊藤繁三）とは、当社の連結子会社であるクラウドバンク株式会社を通じて、約2年前から太陽光事業の推進に関して取引関係があり、当社は既に協業実績を有しております。

今回、速やかな第三者割当増資の実施にあたり、2025年9月下旬頃に伊藤氏に相談したところ、当社の状況を理解のうえ快諾いただきました。伊藤氏は、長期的視点から当社の成長を支援する意向を有し、経営の安定化および企業価値向上に資する投資家として適格であると判断し、本第三者割当増資の割当予定先に選定いたしました。

(2) 割当予定先の保有方針

各割当予定先とは、当社との間で継続保有に関する保有方針について、経営権の獲得や支配株主となることを目的としていない純投資目的であることを口頭で確認をしております。また、本新株予約権につき第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできない旨合意していること、本新株予約権を行使して得た当社の株式については、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨、割当予定先から口頭にて確認しております。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①株式会社Optimus Capital

当社は、割当予定先であるOptimus社の財政状態について、本新株予約権の発行に係る払込みに必要な資金の調達方法を確認いたしました。当社は2025年11月1日現在の口座残高の写しを入手し、本新株予約権に係る払込金額を充足する金額を保有していないことを確認しております。そのため、Optimus社は、本新株予約権における払込資金について、株式会社Colors Japanとの間で2025年10月29日付で金銭消費貸借契約書（借入金額：3億円、利率：年2%、返済期日：2027年10月28日、遅延損害金：14.6%）を締結しており、当該契約に基づき払込資金を調達する予定であります。なお、Optimus社と株式会社Colors Japanとの間で資本関係や取引関係等特別な関係はなく独立した法人でありますが、両者の代表者が従前から知人で交流があり、このような関係性を背景として今回の金銭消費貸借契約書が締結されたものであります。

したがって、払込に係る必要資金については問題がないものと判断しております。なお、行使資金については、取得した株式を市場で売却し、その収益をもって必要資金を調達する方針である旨を確認しております。

②株式会社US

当社は、割当予定先であるUS社の財政状態について、本新株予約権の発行に係る払込みに必要な資金の調達方法を確認いたしました。当社はUS社から2025年10月23日現在の口座残高の写しを入手し、本新株予約権に係る払込金額を充足する金額を保有していないことを確認いたしました。そのため、US社は、本新株予約権における払込資金について、株式会社グローバルエナジーとの間で1億円を限度とする金銭消費貸借契約（予約契約）を締結しており、当該契約に基づき払込資金を調達する予定であります。当該契約の条件は、利息年15%、返済期限は令和9年10月31日までとなっております。なお、株式会社グローバルエナジーとUS社との間には、資本関係や取引関係等の特別な関係はなく独立した法人でありますが、両社の代表者が従前より経営者仲間としての交流があり、そのような関係性を背景として今回の金銭消費貸借契約が締結されたものであります。

したがって、払込に係る必要資金については問題がないものと判断しております。なお、行使資金については、取得した株式を市場で売却し、その収益をもって必要資金を調達する方針である旨を確認しております。

③伊藤 繁三氏

当社は、割当予定先である伊藤氏の資産状況について、本新株予約権の発行に係る払込みに必要な資金の調達方法を確認いたしました。当該個人は保有資産を充当する予定であり、当社は金融機関発行の10月20日現在の預金通帳の写しを確認した結果、本新株予約権の払込み額を上回る資産を有していることを確認しております。したがって、払込に係る必要資金については問題がないものと判断しております。さら

に、行使資金については、取得した株式を市場にて売却し、その収益をもって必要資金を確保する方針である旨を確認しております。

(4) 割当予定先の実態

①株式会社Optimus Capital

当社は、本新株予約権の割当予定先であるOptimus社について、独自の調査を実施しております。具体的には、当該法人及びその主要株主、役員（以下、「Optimus社関係先等」と総称します。）に関する情報について、割当予定先からの書面提供を受けるとともに、インターネット検索を通じて、反社会的勢力との関係がある情報の有無を確認いたしました。その結果、そのような情報は確認されませんでした。加えて、株式会社トクチヨー（東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役 荒川一枝）に調査を依頼し、その調査結果をもとに当社でヒアリングを行ったところ、Optimus社関係先等が反社会的勢力との関係を有することや違法行為に関与していることを示す情報はなく、重要な懸念点も確認されませんでした。

以上のことから、当社は割当予定先であるOptimus社及びOptimus社関係先等が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

②株式会社US

当社は、本新株予約権の割当予定先であるUS社について、独自の調査を実施しております。具体的には、当該法人並びに当該法人が関係する主要会社の主要株主及び役員（以下、「US社関係先等」と総称します。）に関する情報について、割当予定先から書面の提供を受けるとともに、インターネット検索を行い、反社会的勢力との関係を示す情報がないかを確認いたしました。その結果、該当する情報は確認されませんでした。さらに、第三者信用調査機関である株式会社トクチヨーに調査を依頼し、その調査結果をもとに当社にてヒアリングを行ったところ、US社関係先等が反社会的勢力との関係を有する、または違法行為に関与していることを示す情報は確認されず、重要な問題点も認められませんでした。

以上のことから、当社は割当予定先であるUS社及びUS社関係先等が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

③伊藤 繁三氏

当社は、本新株予約権の割当予定先である伊藤氏について、独自の調査を実施しております。具体的には、当該個人及び当該個人が関係する法人・組合等の主要株主や役員（以下、「伊藤氏関係先等」と総称します。）に関して、割当予定先から書面の提供を受け、インターネット検索を通じて反社会的勢力との関係がないかを確認いたしました。その結果、そのような情報は確認されませんでした。あわせて、第三者信用調査機関である株式会社トクチヨーに調査を依頼し、当該調査結果をもとにヒアリングを行ったところ、伊藤氏関係先等が反社会的勢力と関係を有する、または違法行為に関与していることを示唆する情報は認められず、重要な懸念点も確認されませんでした。

以上のことから、当社は割当予定先である伊藤氏及び伊藤氏関係先等が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(5) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 第三者割当による本新株予約権の内容

本新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

unbanked株式会社 第3回新株予約権発行要項

- | | |
|---|---|
| 1. 新株予約権の名称 | unbanked株式会社第3回新株予約権 |
| 2. 新株予約権の払込金額 | 27,000,000円 |
| 3. 申込期日 | 2025年12月25日 |
| 4. 割当日及び払込期日 | 2025年12月25日 |
| 5. 募集及び割当の方法 | 第三者割当の方法により割り当てる
株式会社Optimus Capital 200,000個
株式会社US 66,670個
伊藤 繁三 33,330個 |
| 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は30,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 | |
| (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 | |

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

また、調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(3)号④に定める場合やその他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 300,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき90円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は円位未満小数2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金150円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、効力発生日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}}{}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第（3）号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通} \times \frac{\text{交付普通}}{\text{株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり}}{\text{払込金額}}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式} + \text{交付普通株式数}} \\ \text{行使価額} & \end{aligned}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（5）号①に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、合併等により交付する場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、株主割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（5）号①に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第（5）号①に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社の取締役、顧問及び従業員、当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストックオプションとしての新株予約権発行を除く）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が

交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の発行の場合は割当日、無償割当の場合は当該割当がその効力を生ずる日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価の価額が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の価額の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価の価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①乃至③の各取引において行使価額の調整事由とされる当社の各行為において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各行為の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該行為の承認があった日までに本新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式に従って交付する当社普通株式の数を決定するものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項第（1）号及び第（2）号の規定にかかわらず、これらの規定により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第（3）号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
②行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (6) 本項第（1）号及び第（2）号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知又は公告する。ただし、本項第（1）号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
2025年12月26日から2027年12月27日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一個未満の行使はできない。
13. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
14. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め
本新株予約権を使用した新株予約権者に交付する当社普通株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を使用しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に、第18項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を使用しようとする本新株予約権の新株予約権者は、前号の行使請求書を第18項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が第18項に定める新株予約権の行使請求の受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
18. 行使請求受付場所
unbanked株式会社 管理本部
東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
19. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 東京中央支店
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号
20. 新株予約権の取得条項
当本新株予約権の割当日以降、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」といいます。)の14取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価格と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる(本欄に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」といいます。)。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 新株予約権を行使することのできる期間

第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第16項に準じて決定する。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項第(2)号に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(7) その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項及び第20項に準じて決定する。

(8) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

22. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生及び本臨時株主総会で承認されることを条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

臨時株主総会 会場ご案内図

日 時 2025年12月24日（水曜日）午前10時

会 場 TKPガーデンシティ渋谷 カンファレンスルーム4B
東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階
電話 03 (6418) 1073

交 通 JR、京王、東急、東京メトロの各線
渋谷駅から徒歩5分～8分程度



※ご注意

駐車場の準備はいたしておりませんので、お車でのお越しはご遠慮くださいようお願い申し上げます。



ミックス
紙 | 貢献ある森林
管理を支えています
FSC® C013080
www.fsc.org



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。